

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する協議について

本案は、児童相談所における措置費支払事務等を一元化することにより、児童養護施設等の事務負担を軽減するため、児童相談所を設置する特別区において、措置費共同経理課を共同設置するものです。

【背景】

特別区の児童相談所設置が進み、児童養護施設等<sup>※1</sup>は毎月の措置費<sup>※2</sup>について、児童を措置している自治体ごとに請求をすることが必要となりました。

新たに共同設置する組織に措置費の支払事務等を一元化することにより、施設から児童相談所設置区に対する請求先が一つになり、児童養護施設等の事務負担の軽減につながります。

※1 児童養護施設等とは、児童養護施設、乳児院及び自立援助ホームをいいます。

※2 措置費とは、児童養護施設等を運営していくために必要な職員の人件費や児童に係る生活費や教育費など、児童の養育に必要な経費をいいます。

【内容】

○共同設置する組織の名称

措置費共同経理課

○組織を共同して設置する区

港区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区

○執務場所

千代田区飯田橋三丁目5番1号東京区政会館内

○共同設置する組織が処理する事務

児童福祉法第50条第7号及び第7号の3に掲げる費用の支弁に関する事務等で関係区の長の協議により定めたもの